

みとめあい　たかめあい　そだちあい



～養護と教育の充実～

認定こども園みつみ

認定こども園みつみ

入園申し込みのご案内

社会福祉法人みつみ福祉会

幼保連携型認定こども園みつみ

みつみ保育園（長時間部）・みつみ幼稚園（短時間部）

〒669-3131

兵庫県丹波市山南町谷川1124

☎ 0795-77-0091

目次

「認定こども園みつみ」について	3 ページ
1 みつみ保育園（長時間部）は	3 ページ
2 みつみ幼稚園（短時間部）は	4 ページ
3 入園申込の受け付けは	5 ページ
4 入園の内定は	6 ページ
5 保育料は	7 ページ
6 短時間部・長時間部の変更・退園の手続きは	7 ページ
7 その他お申込みにあたって	8 ページ
8 入園申込の手続きは	8 ページ

添付參考資料

平成22年度丹波市保育所保育料徴収基準表

入園申込から保育料決定までの流れ（丹波市の流れ参考）

入園申込書兼児童台帳（記入例）

保育に欠ける申立及び証明・確認書（記入例）

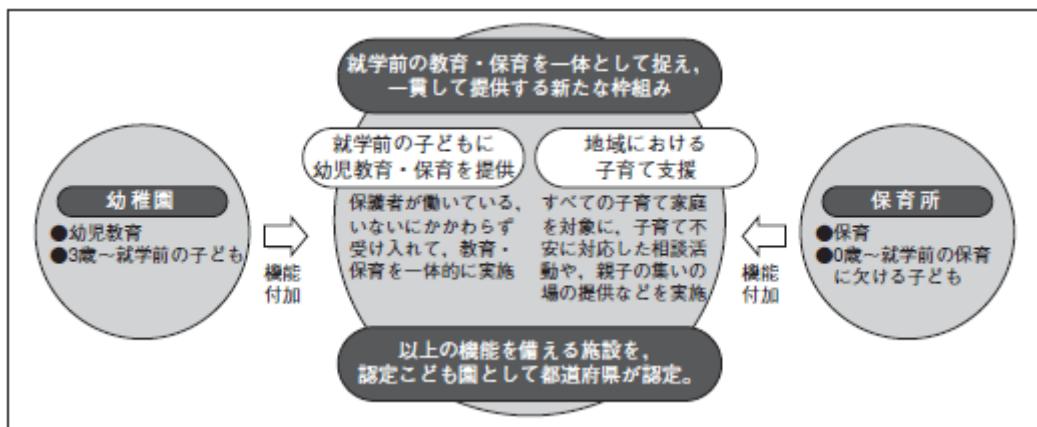
診斷書

預金口座振替依頼書

「認定こども園みつみ」について

● 認定こども園の特徴

認定こども園では、4・5歳児は保護者の就労の有無や形態にとらわれず、同じ施設で幼児教育を受けることができます。（保育に欠けるご家庭＝保育園：長時間部　保育に欠けないご家庭＝幼稚園：短時間部）



※丹波市の幼稚園は4・5歳が対象

ただし、0歳から3歳までは、これまでどおり保育ができない（保育に欠ける）ことが入園要件となります。

また、認定こども園は、在宅の子育て家庭も含めた「子育て支援機能」を持っていますので、親子登園や集いの広場、子育て相談など、さまざまな子育て支援が行われます。

0～5歳児が同じ場所で過ごすことで、成長の連続性に配慮した教育・養護が実践できます。保育所と違い、認定こども園は直接保護者と入所の契約を交わし、保育料を決定します。「保育ができない（保育に欠ける）かどうか」の判断や、保育料の基準を設けたり、施設が不適正な保育料を設定したときの是正指導は、丹波市が介入指導されます。

※設定保育料は、他の認可保育所や市の公立幼稚園に準じています。

1 みつみ保育園（長時間部）は

保育園は、保護者が共に働いている、または病気などの理由で、昼間家庭において保育できないお子さまを、保護者に代わって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

保育園の利用は、昼間家庭においてお子さまを保育することができない（保育に欠ける）ことが入園の要件となります。基本的に終日の預かりとなります。

入園の要件

おおむね生後6か月の乳児から就学前のお子様で、両親（両親と別居している場合は、お子様の面倒をみている人）やそれ以外の同居している親族等が次のいずれかの事情でお子さまを保育できない場合に限られます。

① 家庭外労働　家庭の外で仕事をしているため、保育ができない場合

- ② 家庭内労働 家庭で子どもと離れて家事以外の仕事をしているために保育ができない場合
- ③ 母親の出産等 親が出産後、病気・負傷・心身に障害があり、保育ができない場合
- ④ 病人の看護等 家庭で長期にわたる病人や、心身に障害のある人の看護にあたっているため、保育ができない場合
- ⑤ 家庭の災害 火災や風水害や地震などの災害があり、その家屋を失った、または破損したためその復旧の間に保育ができない場合
- ⑥ 親のいない家庭 死亡・行方不明・拘禁等の理由により親がいない家庭の場合
- ⑦ その他 前各号に類する常態と市長が認めた場合
 - ※ 上記の要件を満たさなくなった場合は、長時間部を退園するか、短時間部に編入していただくことになります。
 - ※ 長時間部入園後に保育に欠ける要件が変更になった場合は、随时保育に欠ける申立及び証明書（確認書）を提出してください。
 - ※ 保護者が市長または園長の行う保育上の指示に従われない場合や、保育料の未納の場合は、退園いただく場合がありますので、ご承知ください。

2 みつみ幼稚園（短時間部）は

幼稚園は、4歳・5歳の幼児が入園の要件となり、午後2時までの保育となります。認定こども園みつみでは、保育園・幼稚園ともに4歳・5歳の幼児の午前中の保育は、「保育・教育課程」に基づく幼児教育を取り入れ、すべての幼児に均質な就学前教育を展開します。これによつて、0歳から就学前までの育ちの連続性に配慮しながら、小学校以降の教育環境との接続を意図的に図ります。

※短時間部をご希望される方は、保育に欠ける申立及び証明書（確認書）を提出していただく必要はありません。



●認定こども園の一日の流れ

保育料	保育園は課税状況により算出されます			
	幼稚園（5,000 円+給食費 3,200 円）+教材費			
利用時間	みつみ保育園	7:00~19:00		
	みつみ幼稚園	8:00~14:00		
一日の日課				
保育園			幼稚園	
	0歳~2歳	3歳	4歳~5歳	
7:00	早朝保育（希望）		早朝保育（希望）	
8:00	登園・あそび（バス）		登園・あそび（バス）	
9:00	おやつ（牛乳）	午前の活動	教育課程に基づく4歳児・5歳児月 齢共通幼児教育の導入・展開	
10:00	午前の活動			
11:00	0歳児から順次給食			
12:00	おきがえ えほんのじかんなど おひるね	給食		
13:00		4歳おひるね 5歳休憩	休憩 降園準備	
14:00	おきがえ	自由保育	降園 バス おむかえ	
15:00	おやつ			
16:00	降園（バス）			
17:00	時間によりおむかえ			
18:30	延長保育（希望）			
19:00	閉園			

3 入園申込の受け付けは

(1) 短時間部・長時間部とも、直接認定こども園みつみまで申し込みしてください。

短時間部

入園申込書兼児童台帳のみ提出

長時間部

①入園申込書兼児童台帳

②保育に欠ける申立及び証明書

(2) 平成22年度入園申込期間

平成22年11月1日（月）～平成22年11月30日（火）期日厳守でお願いします。

※早目の提出をご協力いただきますと、書類の確認など余裕を持ってできますので、できる限り中旬を目指して下さい。

※年度ごとの入園申込となりますので、現在入園されているお子さまが、平成23年4月以降引き続いて入園を希望される場合も、申込みが必要ですのでご注意ください。

(3) 年度途中の入園申込について

※年度途中で入園を希望する場合は入園希望日の前月10日が申込期限ですが、年度途中入園も左記の期間内に申し込みされることをお勧めします。

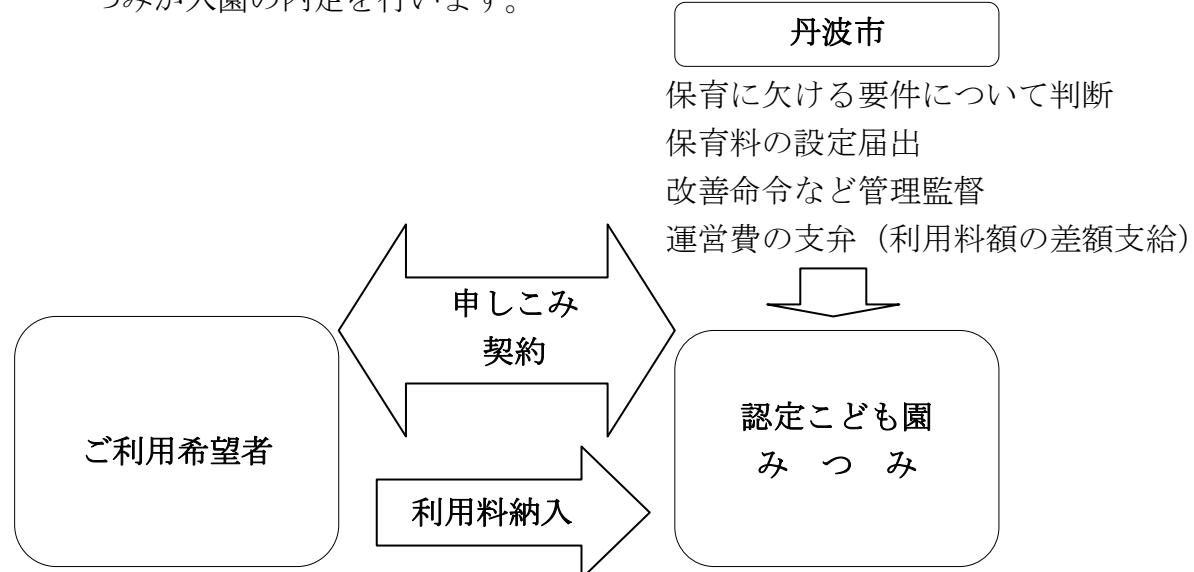
※年度途中で入園される場合は、特に緊急やむを得ない場合を除いて、各月の初日からの入園とさせていただきます。

※転入や育児中業終了後に入園を希望されるなど、あらかじめ年度途中の入園を予定される場合も人数を把握したいので、上記の期間内にお申し込みください。入園内定通知の送付は入園希望日の前月中旬になります。

※事情により急な途中入園については、入園が困難な場合もあります。

4 入園の内定は

(1) 保護者が家庭において保育できない常態の程度等を丹波市に指導を仰ぎ、認定こども園みつみが入園の内定を行います。



※ ご家庭において保育できない状況を必要に応じて丹波市が調査され、その結果入園できない場合があります。（保育に欠ける基準は、週3日以上かつ1日4時間以上に相当する場合です。）

※ 入園の内定については、「こども園内定通知書」により2月中旬頃、ご家庭に通知します。

(2) 定員を超える申し込みがあった場合は、次の優先順位により丹波市に指導を仰ぎます。

- ① 母子家庭など特に保育に欠ける常態が高い児童
- ② その他の理由で入園必要度の高い児童
- ③ 地区内に在住する年長児

※年度当初（4月）入園のみ、受け付け期間中の申込者が優先されます。

5 保育料は

短時間部

保育料 5, 000 円、給食費 3, 200 円、 計 8, 200 円となります。

また、教材費として月額 1, 800 円を頂きます。

長時間部

(1) 保育料はお子さまと同じ世帯に属し生計を一にしている父母、及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の「前年分の所得税額」の合計額に応じて決定します。

※住宅取得等特別控除や配当控除を受けている場合は控除前の所得税額となります。

※前年分の所得税が非課税の場合は、前年度分の市町村民税額により算定します。

※保育料は、国において一定の徴収基準額(税額を階層区分と年齢区分に応じて単価設定したもの)が定められていますが、居住地の市町の保育料に準じます。なお、丹波市では単独の負担を行い、保護者の負担の軽減を図られています。

※平成 23 年度の保育料は現在決定していません。(23 年 5 月頃決定予定)

国制度の改正やその年度の入所状況によって決定しますのでご了承ください。

平成 22 年度の丹波市保育料は冊子をご参考ください。

(2) 保育料は毎月の 25 日納付です。丹波市の指示を仰ぎながら、概算の決定と、なるべく早期に本決定通知を送付します。概算決定と本決定で過不足がある場合は精算いたします。

※保育料の変更者のみ変更通知を送付します。

※本決定後に所得更正された場合は、入園月に遡って保育料を変更します。

※世帯の状況に変更(保護者の離婚・死亡など)があった場合には、その翌月から保育料が変更になる場合もありますので、ご連絡ください。

(3) 認定こども園に通う世帯の弟妹が入園する場合は、上の子から順に 2 人目は半額、3 人目以降は無料に軽減されます。

(4) 傷病で 1 ヶ月間に一定期間保育所を休まれた場合は、保育料の減免対象となります(診断書が必要)ので、ご相談ください。

※なお、1 ヶ月以上長期入院等で休まれる場合は、1 ヶ月退園する等事前にご相談下さい。

(5) 保育料の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

6 短時間部・長時間部の変更・退園の手続きは?

年度途中で短時間部・長時間部の変更・退園の手続きをされる場合は、希望月の 10 日頃までに印鑑を持参の上、こども園で変更・退園の手続きをして下さい。

※変更・退園日は各月の末日付とし、転出による退園月の保育料も 1 ヶ月分かかります。

※一度退園された後、再入園を希望される場合は、入所枠に空きがない等により入園できない場合もありますので、予めご了承下さい。

7 その他お申込みにあたって

- (1) 生後 6 ヶ月未満での入園や障害児保育を希望される場合は、申込み前にこども園とご相談の上お申込み下さい。
- (2) 延長保育が必要な場合は、申込書にもご記入の上、内定後直接こども園へお申込み下さい。
※延長保育は、延長する時間によって延長保育料が必要です。 (1日 200円)
- (3) 出産を理由にお申込みの場合は、妊娠が判明した日から、産後 6 ヶ月が入園の期間となります。
※産後 6 ヶ月経過後も入園を継続される場合には、保育できない理由が別途必要になります。
(保育に欠ける証明書の再提出をお願いします。)
- (4) 保護者が育児休業を取得している期間中は入園できません。ただし、育児休業以外の保育に欠ける理由があれば入園していただけます。
- (5) 保護者が求職中の場合でも入園申込みは出来ますが、原則として入園期間は 3 ヶ月となりますので、入園前までに勤務先等を確定して下さい。
※ 入園直前になっても勤務先等が確定しない場合は、保育に欠ける証明書を就業中になるまで再々提出していただきますのでご了承下さい。
なお、求職中を理由に入園され、一定期間（入所後 3 ヶ月）経過しても就業されない場合は、退園していただく場合もあります。

8 入園申込の手続きは

- (1) 入園申込み受付期間中に提出していただく書類 **[平成 22 年 1 月 30 日 (火) まで]**
短時間部

入園申込書兼児童台帳 ······ 記入例別紙を参照

※お子様 1 人につき、1 枚提出して下さい。

※「生年月日」欄の年齢は、入所開始月現在の満年齢で記入して下さい。

長時間部

①入園申込書兼児童台帳 ······ 記入例別紙を参照

※お子様 1 人につき、1 枚提出して下さい。

※「生年月日」欄の年齢は、入所開始月現在の満年齢で記入して下さい。

②保育に欠ける申立及び証明書（確認書） ··· 記入例別紙を参照

※ 20 歳以上 70 歳未満（昭和 15 年 4 月 2 日以降生まれ） の同居の家族 1 人につき、1 枚提出して下さい。

※兄弟で入園される場合は、児童 1 人名分を一式そろえていただければ結構です。

※勤務・内職の方は事業所で、また自営業の方は民生委員に確認を受けて下さい。

- (2) 内定後に提出していただく書類 **[平成 23 年 2 月から 3 月頃]**

2 月上旬に内定の通知を送付します。

その際、下記の書類を提出いただきますので、ご準備下さい。

算定のための、課税資料の提出・・丹波市保育所入所申込のご案内 11 p 参照

(源泉徴収票または、確定申告書の写し)

確定申告および市民税の申告書を提出される前に、確定申告書と源泉徴収票の写しを確保しておいて下さい。

* 口座振替依頼書 (依頼書添付)

保育料や給食費、教材費などを口座振り替えとさせていただきます。金融機関は、園の都合により、中兵庫信用金庫のみとさせていただきますので、口座開設などお世話になる方については、ご面倒ですがご理解ご協力をお願いいたします。

上記提出後、3月末に入園承諾書を送付します。

* 入園後も、提出済み保育に欠ける証明書の内容に変更が生じましたら、その都度必ず証明書を提出して下さい。

* 求職中で申込み入園された方や勤務予定で提出の方は、勤務中の証明になるまで保育に欠ける証明書を提出頂きます。

平成22年度丹波市保育所保育料徴収基準表

平成22年度 丹波市保育料徴収基準額表 (月額)

階層区分	国基準	市基準	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			国基準	市基準	国基準	市基準	国基準	市基準
第1階層区分	生活保護法による被保護世帯（準扶養世帯を含む）及び中国残審所人等の円滑な帰國の促進及び永住帰国情の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0
第2階層区分	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	5,800 (2,900)	6,000	3,900 (1,950)	6,000	3,900 (1,950)
第3階層区分		市町村民税課税世帯	19,500	13,600 (6,800)	16,500	11,500 (5,750)	16,500	11,500 (5,750)
第4階層区分		40,000円未満	30,000	21,000 (10,500)	27,000 (保育単価限度)	18,900 (9,450)	27,000 (保育単価限度)	18,900 (9,450)
第5階層区分		40,000円以上 103,000円未満	44,500	33,400 (16,700)	41,500 (保育単価限度)	29,100 (14,550)	41,500 (保育単価限度)	25,600 (12,800)
第6階層区分	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	103,000円以上 413,000円未満	61,000	48,800 (24,400)	58,000 (保育単価限度)	30,000 (15,000)	58,000 (保育単価限度)	26,000 (13,000)
第7階層区分		258,000円以上 413,000円未満	61,000	52,000 (26,000)	58,000 (保育単価限度)	31,000 (15,500)	58,000 (保育単価限度)	26,200 (13,100)
第8階層区分		413,000円以上 734,000円未満	80,000	72,000 (36,000)	77,000 (保育単価限度)	32,000 (16,000)	77,000 (保育単価限度)	26,600 (13,300)
第9階層区分		734,000円以上	104,000	79,000 (39,500)	101,000 (保育単価限度)	33,000 (16,500)	101,000 (保育単価限度)	27,000 (13,500)

★母子世帯等徴収基準額表 (階層区分が第2、第3階層区分で、母子(父子)世帯、または身体障害者手帳、療育手帳、精神保健手帳の所持世帯が適用)

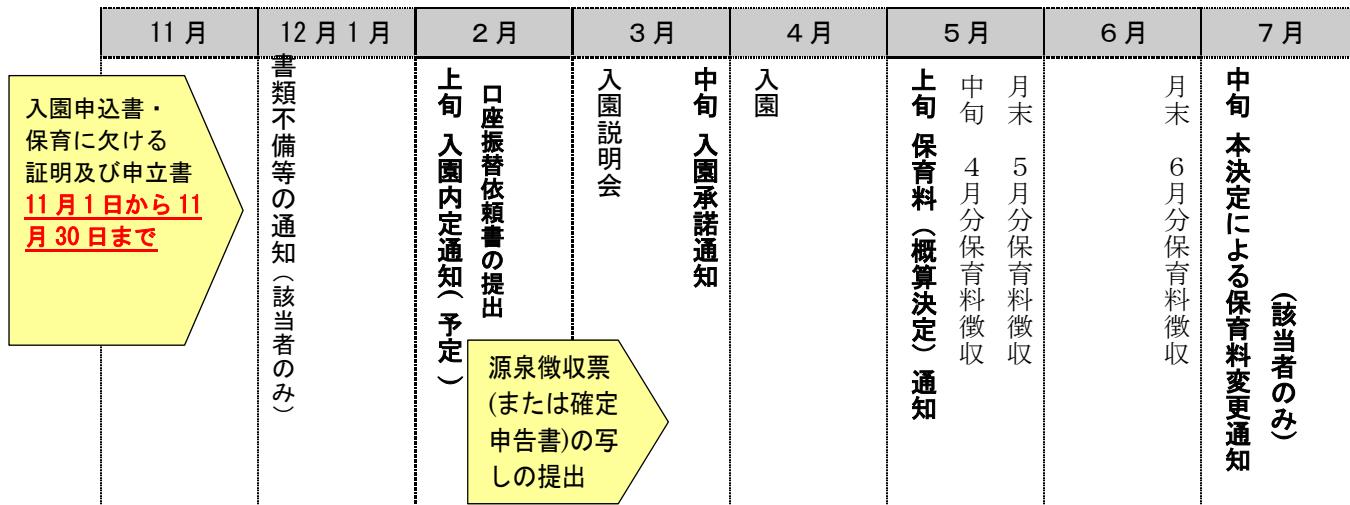
階層区分	3歳未満児		3歳以上児	
	国基準	市基準	国基準	市基準
第2階層区分	0円	0円	0円	0円
第3階層区分	18,500円	12,900円 (6,450円)	15,500円 (5,400円)	10,800円

★第2階層区分から第7階層区分までの同一世帯(扶養義務者が同じ)で、2人以上の児童が入所している場合は、保育料の多子軽減制度が適用

●多子軽減制度	2人目の徴収 不適用	徴収基準額×1/2 (10円未満切捨て)	→ 各金額の下段に()書きで表示。
	3人目以降の徴収基準額	0円	

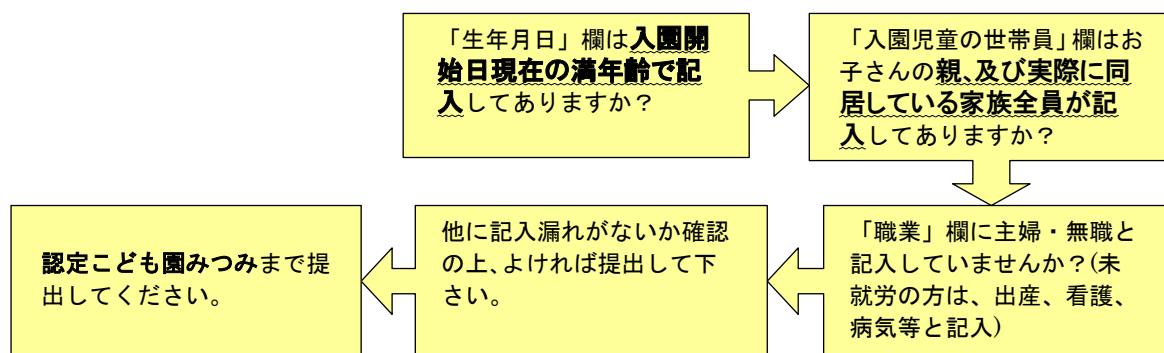
●多子軽減対象施設等	○保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部 ○児童デイサービスを利用	→就学前の兄弟が入所等している場合も多子軽減の対象に含めます。
------------	---	---------------------------------

★ 入園申込から保育料決定までの流れ（丹波市の流れ参考）

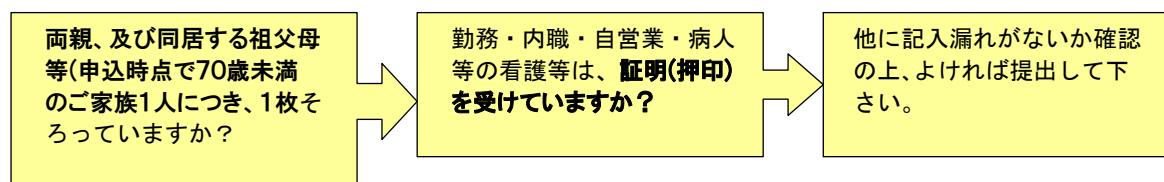


★ 申込書類を提出する前に再度確認をお願いします。

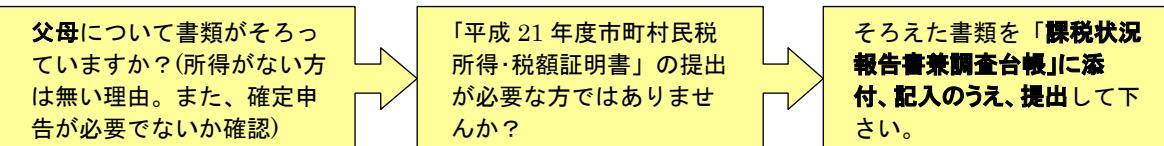
①入園申込書兼児童台帳 (入園児1人につき、1枚)



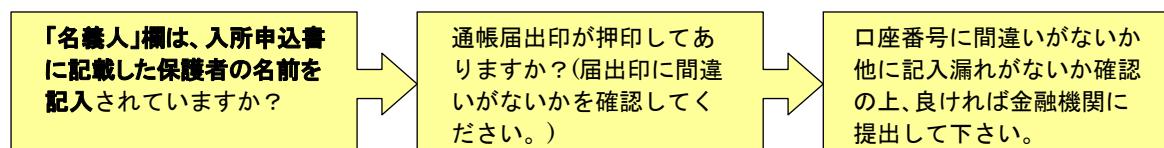
②保育に欠ける申立及び証明書(確認書) (複数入園児希望の場合も、1部一式で結構です。)



③平成21年分源泉徴収票(または確定申告書)の写し(内定後)



④預金口座振替依頼書



※ 記入例を参考に漏れ落ちなく記入して下さい。

※ 書類に不備がありますと入園の承諾が遅れますので、ご注意下さい。

※ 入園を辞退される場合は、速やかに認定こども園みつみ(電話 77-0091)までご連絡下さい。